

岩手県告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、釜石市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨釜石市長から届出があった。

令和2年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

釜石市箱崎町第9地割26、28、29に隣接する公有水面埋立地1,976.48平方メートル
備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。